

「横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業」

請負候補者特定に係る選定要領

制定 令和6年3月4日 こ保支第2910号

(趣旨)

第1条 「横浜市市立保育所における紙おむつ等定額利用サービス補助事業」の請負候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、この選定要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、選定要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) サービス内容
- (2) 発注・納品等
- (3) 支援体制
- (4) その他
- (5) 業務実績
- (6) 企業の取組

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 納入品等に関する提案
- (2) 発注事務
- (3) 配送・納品
- (4) 緊急時対応
- (5) 利用・解約手続き
- (6) 問い合わせ対応
- (7) その他
- (8) 業務実績
- (9) 企業の取組

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価

- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。
- | | | |
|------|---------|--------------|
| 委員長 | こども青少年局 | 企画調整課長 |
| 副委員長 | こども青少年局 | 保育・教育支援課長 |
| 委員 | こども青少年局 | 保育・教育運営課長 |
| | こども青少年局 | こども家庭課長 |
| | こども青少年局 | 保育・教育支援課担当係長 |
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 5 欠席した委員の評価は集計に含めない。

附 則

この要領は、令和6年3月4日から施行する。